

<別紙>

本学は、運営の透明性を確保するとともに、教職員の服務に関する自覚を促し、今回のような不祥事の再発防止を図るため、以下のとおり懲戒処分を公表します。

1. 被処分者 中山政義 国際政治経済学部教授

2. 処分日 2024年8月6日

3. 処分の種類 減給

4. 事案の概要

被処分者が過去に作成した研究業績等について、学内関係者から論文の盗用や業績の水増し等の疑義が呈されたことから、本学教職員の懲戒手続きに関する規程に基づく調査委員会及び本学公的研究費及び研究活動の不正防止に関する規程(以下、研究不正防止規程という)に定める調査委員会(以下、外部調査委員会という)で調査を行った結果、懲戒に該当する非違行為があるとの判断があり、規程に定める教員で構成された人事委員会の審議結果(本学就業規則第37条の2第1項第2号に該当し、処分は戒告・減給・停職が相当)を踏まえ、懲戒委員会での審議を経て、上記懲戒処分を行うものである。

処分に至った具体的な理由は、外部調査委員会において盗用が認定された36年前に執筆した論文1点(「アメリカ会社法における自己株式所得に関する考察」秋田法学第12号、1988年12月)を研究業績表に一貫して記載したこと。なお、外部調査委員会では当該盗用自体は「悪質性は低い」と評価されている。

また、研究業績の存在が確認できないその他の業績3点(論文:U.S. Nike Strategy in China, 1987 Mar., Armstrong Univ. 論文: Int'l Relation for Multinational Enterprise, 1987 Dec., Armstorng Univ. 著書:『国際関係序説』61-173頁 2001年青孔社)を研究業績表に掲載し続けたことは「不適切な行為」にあたる。

なお、ほぼ同一内容の業績を異なる業績として申告したこと、さらに申告した業績で大学院科目担当者としての審査を経たことは、いずれも故意とは言えないと判断された。

以上のことから、研究不正防止規程第4条の3第1項に違反する。

5. 処分の理由

上記行為は、いずれも研究者として不適切な行為として研究不正防止規程に反する行為であり、本学就業規則第37条の2第1項第2号に規定する「本学の規程規則(ハラスメント防止規程、ガイドライン等を含む)その他遵守すべき規定に違反」に該当しているものと判断し、同規則第37条第1項第2号に定める「減給」の懲戒処分としたものである。

6. 再発防止策

全教員に対し、改めて研究倫理遵守の徹底を指示し、学内における研究倫理研修等において、注意喚起を強化する。また大学の業績管理体制の管理・運用状況の再点検を行う。